第2章

兵庫県がめざす姿

第２期
ひょうご障害者福祉計画

理念構造

計画対象期間　令和４年度（2022）　▶　令和８年度（2026）
５ヵ年

基本理念

共生社会の実現

全ての人が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会の実現

自己決定の尊重

全ての人が、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現

その人が望む生活の（社会参加の機会）尊重

全ての人が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

各分野がめざす社会像

ひと

全ての人が、人格と個性を尊重され、共に理解を深め支え合う社会

参加

全ての人が、持てる力を発揮し、多様な社会参加ができる社会

情報

全ての人に、情報の取得や利用等の手段が確保され、互いの理解と思いが通い合う社会

まち・もの

全ての人が、自らが選ぶ場所で、安全に安心して豊かに生活することができる社会

※　「全ての人」について
これまでの計画では「障害のある人もない人も」などの表現を用いてきましたが、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方に基づき、本計画の将来像・基本理念においては、障害のあるなしを超え、共生社会の実現を目指すという、より積極的・建設的な意味を含むものとして「全ての人」としています。

1・私たちがめざす“未来予想図”

30年後
2050年の
兵庫県

ともに暮らすという理解が浸透し、
日々の生活の中で、人々がごく自然にふれあう風景

本県がめざす2050年の姿は、「ひょうごビジョン2050」でも謳われている「誰もがともに支え合って暮らす共生社会」という理解が全ての人に浸透し、あらゆる人々が、日常の生活の中で当然の存在として、ごく自然にふれあう風景が当たり前になっている社会です。

2・2026年の目標

5年後
2026年の
兵庫県

一人ひとりが尊重され、
互いへの思いやりとつながりがある中で、
住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会

現代の社会では、個人の活動や意思決定が重視されています。これは、プライバシーの尊重が当然のものとして認識されるようになったことや、ライフスタイルの変化等により、全ての人がかけがえのない存在であり、それぞれの意思を尊重することが重要であることの意識が定着してきたことによるものです。

一方で、ＩＣＴをはじめとした技術革新は、離れた場所の交流の機会を促進する一方で、従来の「つながり」から漏れる人に対する支援の重要性を浮き彫りにすることにもなりました。人口減少や地域のつながりの希薄化、さらにはコロナ禍による非接触などが、このような状況に拍車をかけているとも言えます。それでもなお、自らが住みたいと思う地域・場所で、障害のあるなしを問わず、ともに暮らしていける社会が、多くの人の共通の願いであることに変わりはありません。また、互いへの思いやりやつながりがあることが大事であるとする考えも、社会情勢等の変化や技術革新等を問わず不変であることにも変わりはありません。

本計画では、これらの願いを踏まえ、2026年の目標として、「一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会」を掲げ、多様な取組を推進していくこととします。

3・基本理念

基本理念1

共生社会の実現

全ての人が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支え合う社会の実現

　私たちは、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にして支え合い、誰もが地域の一員として居場所や役割があり、安心して暮らせる環境が整い、生き生きとした人生を享受することができる共生社会を実現することをめざしています。
　この共生社会は、様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく含まれ、全ての人が、支える側と支えられる側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている社会です。

基本理念２

自己決定の尊重

全ての人が、必要に応じた適切な意思決定支援のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現

自らが望む生活、活動、進路等を自らで選択できる機会があってこそ、自己が実現できます。障害の種類や程度にかかわらず、全ての障害のある人が、生活のあらゆる面において、他の人と同様に、自己決定が尊重されるべきです。

そのために、意思決定が困難な場合は、必要に応じて、適切な意思決定支援を行う必要があります。意思決定支援においては、その人の判断能力の程度、判断する内容の程度、支援者との信頼関係、意思決定する場所などの環境に十分配慮する必要があります。

また、意思決定を行うには経験する機会が必要です。幼少期から支援を受けながら、家庭生活や学校教育において、年齢に応じた「選ぶ」ことができる多様な経験が、意思決定、意思表明の力を育てます。さらに、周囲への負担などを考えて、意思の表明をためらうことも想定されることから、その人の望みを言いやすい、お互いに寄り添う社会をめざします。

その上で、本人の意思や選好の推定が困難な場合の最後の手段として、成年後見などの代行決定の体制整備を着実に進める必要があります。

基本理念３

その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重

全ての人が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

共生社会を実現するために、自己決定の尊重とあわせて、その人が望む生活、社会参加の機会が尊重されることが重要です。

そのためには、「障害の社会モデル」の考え方により、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、様々な活動に参加する機会、どこで誰と生活するかについて選択する機会、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会、情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の適切な確保と拡大を図る必要があります。

障害福祉サービス等の地域資源の偏在の問題についても解決するよう努力し、選択肢の確保を図り、障害のある人が社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上の取組を進める必要があります。

4・計画の横断的視点

横断的視点1 ポストコロナ社会に向けて

コロナ禍は、障害者や高齢者、子どもやひとり親世帯など、相対的に弱い立場にある人々の「生きづらさ」の問題を顕在化させました。一方で、デジタル社会の進展は、オンライン交流の普及（遠隔操作コミュニケーションロボットによる社会参加）など、障害者を取り巻く環境に明るい兆しも見せています。
そこで、ポストコロナ社会に向け、人と人との絆を構築し、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、誰もがその人らしく生きられる「誰も取り残されないひょうご」をめざします。

短期間で全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、わが国でも感染者が増加し、人と人との接触機会を減らすための外出抑制やイベント・文化活動の開催中止・延期、消毒やマスクの着用などの感染予防措置、医療提供体制の逼迫、経済活動の停滞、学校の休校、東京オリンピック・パラリンピック2020の延期など、国民生活に多大な影響を及ぼしました。
障害のある人の暮らしにおいても、日常生活はもちろん、特に基礎疾患を有する場合の感染予防、情報伝達や入手の困難さ、未知の感染症への不安、施設入所者の面会や外泊の自粛など、様々な困難が顕在化しました。
ポストコロナ社会を見据え、**単にコロナ前の状態に戻すのではなく、よりよい社会とするため**に、以下の事項を踏まえた方策を検討します。

（1）感染防止に留意した障害福祉サービス等事業継続と次の危機への備え

新型コロナウイルス感染症の発生以前に行われていた障害のある人への支援やサービス等の多くが、コロナ禍により提供困難な状況になりました。
特に、障害福祉サービスの提供は、障害のある人及びその家族の生活を支える上で根幹となる必要不可欠なものです。感染症の発生当初は、情報が錯綜する中で、障害福祉サービスの提供停止や利用者の利用控えなどが発生しましたが、基本的な感染症対策の徹底、利用者においては、手指消毒、マスク着用、検温等を、事業所においては、定期的な換気、接触する面の消毒、防護具・消毒液等の平時からの備蓄等を行うことで、障害福祉サービスの提供が可能であることがわかりました。また、サービス提供を続けるためには、事業所による**業務継続に向けた計画（ＢＣＰ）**の策定も重要となります。
一方で、コロナ禍により、障害種別や障害の度合いなどによって、さまざまな困りごとが生じました。例えば、知的障害や自閉症で「感覚過敏」等の障害特性のある人はマスクを着用することが困難ですが、外出時に周囲から理解が得られない場合がありました。視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう者」は、触手話や指点字

等による情報の取得や外出の支援の際に通訳・介助員との体の接触が避けることができませんが、その派遣が困難になり、必要な情報が入手できなかったり、必要以上に日常生活を制限されたりしました。また、視覚障害のある人が街なかで困っている際に声をかけてもらえないという事例も生じました。このようなことが生じないよう、多種多様な障害特性とそれぞれの困りごとへの県民の理解促進が求められます。

コロナ禍はいつか収束し、以前の暮らしを取り戻せるかもしれません。しかし、新たな感染症や、感染症以外にも、気候変動や災害、エネルギー危機、経済・金融危機など、今後も世界規模の混乱が起きる可能性があり、物心両面で備える必要があります。

（２）生きづらさ（孤立化）への対応

外出自粛や事業の縮小等により社会参加や交流の機会を失い、孤立が深まっている現在、障害福祉サービスで十分対応できない人への支援が必要です。また、近年、障害、性別、年齢、家庭環境等の複合的な要因により困難な状況に置かれる人が増えています。

本計画では、第４期兵庫県地域福祉支援計画（社会的包摂、リスクマネジメント、コミュニティづくり）の理念を踏まえ、孤立化の防止を含む新たな危機への備えを地域社会全体の課題として取り組み、人と人との絆を構築し、一人ひとりが地域社会の一員としてその個性と多様性が尊重され、年齢、性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが役割を持ち、住み慣れた地域において、その人らしく生きられる「**誰も取り残されないひょうご**」をめざします。

※　「生きづらさ（孤立化）」と「社会的包摂」
近年は社会的包摂の重要性が提起されるようになっています。貧困（経済的困窮以外の貧困を含む広い概念として）が状態を示すものであるのに対し、社会的排除という、様々な要因が積み重なり社会の周縁へと追いやられていくプロセスを重視し、これらのプロセスの進行を食い止め、再び社会の一員として受け入れるための取組が「社会的包摂」であるともいえます。社会的排除の結果の一つに孤立化があり、生きづらさとも密接な関係があることから、生きづらさへの対応はとても重要な取組であるといえます。

（３）社会の意識変革・行動変容と新技術の開発・利用

従来は、一般社会通念として、会合への出席、様々な活動への参加や就労などの社会参加は、一箇所に集まり直接対面して行うことを原則としていたことから、様々な理由で外出が困難な人の参加が難しい状況にありました。

しかし、コロナ禍により、人と人との距離を保つことや可能な限りの外出自粛を求められ、これまでのような直接の対面が困難となり、直接対面せずオンライン会議アプリ等を利用した会合等が多くの人に受け入れられ広く行われるようになったことが、結果的に外出が困難な人の社会参加の機会や選択肢の増加に繋がったと言えます。

感染防止等を動機とした社会の人々の意識の変革や行動の変容と、**それに伴い生じる新たな需要が、これまで以上のデジタル社会の進展・情報通信技術（ＩＣＴ）の進化**をもたらす可能性が考えられます。これまでも、音声認識アプリ、遠隔手話サービスシステム、オーディオブック、ブレイルセンス等ＩＣＴを活用した新たな意思疎通手段の導入が進められてきましたが、今後、新たな機器の開発を含め、ＩＣＴが障害のある人の社会参加に果たす役割は、ますます大きくなると考えられます。

ただし、その人の状況・状態によっては、**ＩＣＴの普及が新たな社会的障壁となる可能性**があることから、ＩＣＴの利用が難しい人への配慮を忘れてはなりません。

横断的視点２　新たな課題の解決に向けて

私たちを取り巻く環境は刻々と変化しています。今、解決が求められ、横たわっている課題に向き合って行かなければなりません。
様々な壁を取り払い、開放性を高め、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、全ての人が力を発揮できる社会をめざします。

（１）国制度改正への対応

ア　障害者の差別・虐待の防止と権利擁護

全ての人が、等しく基本的人権を有する個人として、尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利があります。しかし、障害のある人は、自らの権利を主張することが難しいことや、他者から権利侵害を受けることがあります。

令和３年に成立した改正障害者差別解消法により**合理的配慮が民間事業者に義務づけ**られ、３年以内に施行されます。民間事業者が合理的配慮を提供するための課題として、①合理的配慮の認知度の不足、②過重な負担かどうかを個々のケースによって総合的・客観的に判断する考え方の理解、③相談窓口や専門人材（相談員等）の不足、④施設等のバリアフリー化や売り場等でのコミュニケーション支援のサービス等の環境整備（事前的改善措置）等が挙げられます。これらの課題について、国が実施する普及啓発、事例等情報収集・整理・提供等の取組を踏まえ、県においても合理的配慮の義務や趣旨等の事業者への周知、研修等の機会の提供、相談窓口等の充実を図る必要があります。

加えて、施設、病院及び養護者による虐待の防止のための研修や啓発等の取組を通じて、障害のある人が、権利の主体として、人間としての尊厳を保持できる社会の構築に取組む必要があります。
誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする不当な差別的取扱いを身近な課題と考えて、これの解消に努め、全ての県民が希望をもって安心して暮らせる社会を実現します。

障害者差別解消法の改正

区　分	不当な差別的取扱いの禁止	**合理的配慮**の提供
国・地方公共団体	法的義務	法的義務
企業等の**民間事業者**	法的義務	努力義務 ▶ **法的義務**

イ　医療的ケア児の支援

医学の進歩を背景として、全国で推計約２万人といわれる人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を常時必要とする、いわゆる「医療的ケア児」等に対する支援のため、令和３年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。

同法に基づき、医療的ケア児の保育所や学校での支援、医療的ケア児が成人となった後も含めた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの実施、様々な相談に総合的に対応する「医療的ケア児支援センター」の設置等に取り組みます。

（２）社会的解決が求められる課題への対応

■高齢や障害等により援助を必要とする親族等の介護や日常生活上の世話を行う**ケアラー**及び**ヤングケアラー**については、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。早期発見・悩みの相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ、福祉・教育関係者の理解と支援につなげるための人材養成、社会的認知度の向上などに取り組みます。

■全国で推計100万人以上といわれる「**ひきこもり状態にある人**」について、「8050問題」の顕在化など、生活困窮や社会参加が課題となっています。背景には発達障害や統合失調症等の精神障害が関係する場合もあり、当事者及び家族は、それぞれが異なる経緯や事情、複数の問題を抱えている事例が多くあると言われています。適切かつ継続的な支援を実施するため、生活困窮・障害・高齢・教育・青少年育成などの市町を中心とした各機関が連携した支援に取り組みます。

（３）人口減少・超高齢化社会への対応

医療技術の発達や障害福祉サービスの充実等により、障害のある人の高齢化が進展することが予想されます。また、少子化に伴う生産年齢人口の減少も考慮する必要があります。

今、解決が求められる課題に共通することは、少子高齢化社会です。**障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後だけでなく、家族が元気なうちからの支援**も見据え、精神障害者や強度行動障害のある人を地域で支える体制の構築をはじめ、グループホームの整備を含めた住まいのあり方を検討し、多様な選択肢の整備に取り組みます。

将来の県全体人口と障害者率の推計

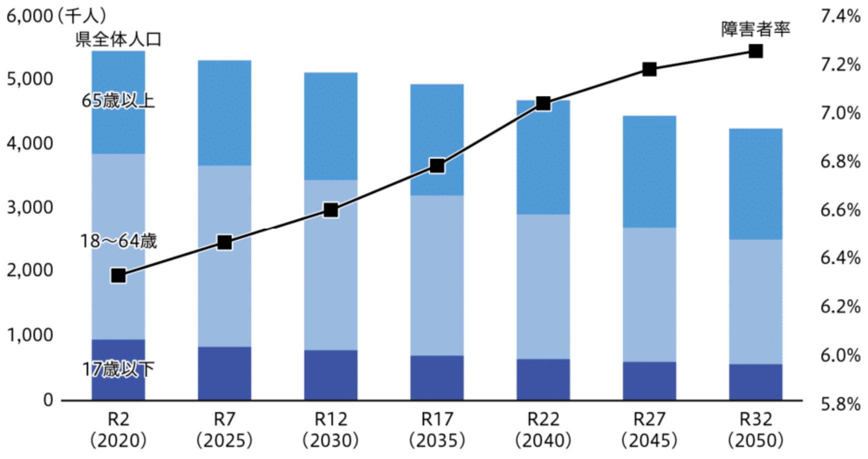

※　県全体人口は兵庫県将来推計人口（兵庫県企画県民部）を記載し、障害者率は、直近の全国の障害者年代別構成比（厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」及び「患者調査」）をもとに、本県の年代別障害者率を求め、本県将来推計人口に乗じて推計した。

5・計画で整理する施策分野

「第２期ひょうご障害者福祉計画」では、国の「第４次障害者基本計画」の各項目を参考としつつ、ユニバーサル社会づくり総合指針の基本的方向の５分野に基づき、「ひと」「参加」「情報」「まち・もの」の４つの施策分野に編成し、障害福祉施策の推進を図ります。

各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の関係部署及び機関が緊密に連携をとりながら、施策を総合的に展開し支援を行っていきます。

第２期ひょうご障害者福祉計画の施策分野

分野	実現したいこと	【参考】国 第４次障害者基本計画
ひと 分野	**1 学校教育や生涯学習等を通じた豊かな心の育成** 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携） 連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携） 障害理解の促進	・教育の振興
	2 障害のある子どもが自立するための地域連携の強化 地域支援、地域連携体制の充実 医療的ニーズへの対応	・自立した生活の支援・意思決定支援の推進 ・保健・医療の推進
	3 お互いが声をかけ合い支え合うひとづくりの推進 福祉人材の確保・育成 ボランティア活動の促進 相談支援体制の充実と連携強化	・自立した生活の支援・意思決定支援の推進
参加 分野	**1 障害特性や状況に応じた多様な就業機会の確保** 一般就労の促進 福祉的就労の充実	・雇用・就業、経済的自立の支援
	2 文化芸術活動・スポーツやユニバーサルツーリズム等の推進 文化芸術活動､余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 スポーツに親しめる取組の推進 国際交流やユニバーサルツーリズムの推進	・文化芸術活動・スポーツ等の振興 ・国際社会での協力・連携の推進
	3 障壁のない生活を営むための支援体制の整備 差別解消と権利擁護の推進 社会参加のためのサービスの充実	・自立した生活の支援 ・意思決定支援の推進 ・差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
情報 分野	**1 意思疎通支援のための人材の養成や学習機会の確保** 意思疎通支援者等の人材の育成 手話等の学習機会の確保	・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	2 情報の円滑な取得や伝達体制の整備 情報の円滑な取得・伝達やＩＣＴ(情報通信技術)環境の整備 緊急時の情報アクセシビリティ向上	・情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
まち・もの 分野	**1 住み慣れた地域で安心して暮らすための体制の整備** 地域生活支援体制の充実 住まいの充実	・安全・安心な生活環境の整備
	2 利用しやすく質の高いサービスの提供環境の構築 施設におけるサービスの充実 保健・医療体制の充実	・保健・医療の推進
	3 利用しやすく配慮されたまちづくりの実現 ユニバーサルデザインの推進 防災・防犯対策の推進	・安全・安心な生活環境の整備 ・防災、防犯等の推進